

固定資産税・都市計画税の納税通知書等に 係る誤送付について（お詫び）

令和4年度固定資産税・都市計画税の納税通知書等について、別の納税義務者（固定資産の所有者）に誤送付する案件が5件あることが判明しました。

このような事態を招いてしまったことを深く反省するとともに再発防止に向け対応を講じてまいります。

1 誤送付の概要

令和4年4月13日付けで発送しました固定資産税・都市計画税の納税通知書について、別の納税義務者（固定資産の所有者）の課税明細書が同封されていることが判明し、調査した結果、5件の誤送付が確認されました。

納税通知書の封入については、職員が手作業で行っており、封入時の確認が不十分であったことが原因です。

2 事実判明後の対応

誤送付があった納税義務者には、職員が訪問し謝罪し対応しました。

なお、誤送付については、税務課で調査した結果他にはありません。

3 今後の対応（再発防止策）

封入作業手順の見直しを行い、二重チェックによる体制の強化、徹底を行い、今後、同様の事案が発生しないよう適正な事務処理に努めます。

■問い合わせ先

小諸市役所 税務課 資産税係 担当：柳澤

TEL 0267-22-1700（内線 2154・内線 2156） Eメール shisanzei@city.komoro.nagano.jp

その他のイベント・お知らせ情報